

安来市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の発注する建設工事に係る入札について低入札価格調査制度を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき落札者を決定するための調査をいう。

(2) 調査基準価格 低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。

(3) 低価格入札者 調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

(適用対象工事)

第3条 この要領は、市の発注する建設工事のうち、総合評価方式により発注する工事及び請負対象設計金額5,000万円（消費税及び地方消費税の額を含んだ額）以上の工事（以下「対象工事」という。）に適用する。

(調査基準価格の設定)

第4条 調査基準価格は、別に定める算定式により、対象工事の請負対象設計金額（消費税及び地方消費税の額を除いた額）の10分の8から10分の9.2までを目途として設定し、予定価格調書に記載するものとする。

(最低制限価格の適用除外)

第5条 対象工事に係る競争入札については、安来市契約規則（平成16年安来市規則第58号）第9条に規定する最低制限価格を設けないものとする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 対象工事の入札を執行するときは、次に掲げる事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(3) 低価格入札者は、必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 低価格入札者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力すべきこと。

(5) 低価格入札者との契約に係る措置に関すること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して落札決定の保留を宣言するとともに、次に掲げる事項を告げて入札を終了するものとする。

(1) 調査のうえ、後日落札者を決定すること。

(2) 落札者の決定をしたときは、入札者に通知又は連絡をすること。

(数値的判断基準)

第8条 入札執行者は、低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書に基づき、別表に掲げる基準に適合するかどうかを確認するものとする。

2 別表に掲げる基準に適合しない低価格入札者は、失格とする。

(調査資料の提出)

第9条 入札執行者は、低価格入札者が別表に掲げる基準に適合する場合は、次の各号に掲げる資料を提出させるものとする。

(1) 島根県公共工事共通仕様書に定める施工計画書

(2) 当該価格で入札した理由 (様式第1号)

(3) 共通仮設費 (率分) の積算内訳書 (様式第2号)

(4) 現場管理費の積算内訳書 (様式第3号)

(5) 一般管理費等の積算内訳書 (様式第4号)

(6) 手持ち工事の状況 (様式第5号)

(7) 配置予定技術者名簿 (様式第6号)

(8) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連 (様式第7号)

(9) 手持ち資材の状況 (様式第8号)

(10) 資材購入先及び単価一覧 (様式第9号)

(11) 手持ち機械の状況 (様式第10号)

(12) 機械リース元一覧 (様式第11号)

(13) 労務者の確保計画 (様式第12号)

(14) 施工体制台帳

(15) 下請予定業者等一覧表 (様式第13号)

(16) 過去2年間に受注し、施工した工事名及び発注者 (様式第14号)

(17) 技術提案 (施工上の留意点) 等の実施に関する計画 (様式第17号)

2 入札執行者は、前項の資料を入札執行日から3日以内（安来市の休日を定める条例第1条第1項に規定する日を除く。）に提出させるものとし、期限までに提出しない者は失格とする。

（重点調査の実施）

第10条 入札執行者は、低価格入札者について、次の各号（以下「失格基準」という。）に該当するか否かの調査を実施するものとする。

（1）当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる。

（2）低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる。

2 入札執行者は、工事費内訳書について請負対象設計金額の内訳と比較し、著しく価格に差のあるものについて、前条第1項の資料を参考に次の各号に留意しながらヒアリング等必要な調査を行い、その理由を明らかにするものとする。

（1）対象工事付近における手持ち工事の状況

（2）対象工事に関連する手持ち工事の状況

（3）対象工事箇所と低価格入札者の事業所、倉庫との関連（地理的条件）

（4）手持ち資材の状況

（5）資材購入先及び購入先と低価格入札者との関係、購入単価の妥当性

（6）手持ち機械数の状況

（7）労務者の確保計画

（8）対象工事における第一次下請契約予定業者及びその契約予定金額

（9）その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

3 前項の調査を行っても入札価格に疑問が残る場合、入札執行者は、低価格入札者に関して次の各号について調査を行うものとする。

（1）経営状況（取引金融機関及び保証会社等への照会）

（2）信用状態（建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払いの状況及び下請代金の支払遅延状況）

（3）その他必要な事項

（公正入札調査委員会への付議等）

第11条 入札執行者は、前条の調査結果を低入札価格調査表（様式第15号及び第15号の2）にまとめ、当該入札に関係する書類とともに、安来市公正入札調

査委員会設置要綱（平成16年安来市訓令第41号）に規定する公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局担当課長へ通知するものとする。

（委員会の審議）

第12条 委員会の事務局担当課長は、前条の通知を受けたときは、低入札価格調査表及び当該入札に係る書類を添えて委員会の審議に付さなければならない。

2 委員会は、低価格入札者が第10条第1項各号に規定する失格基準に該当するか否かを審議し、その結果を入札執行者に通知するものとする。

（落札者の決定等）

第13条 入札執行者は、前条第2項の通知において低価格入札者が失格基準に該当しないとされた場合はその者を落札者と決定するものとし、低価格入札者が失格基準に該当するとされた場合はその者を落札者とししないものとする。

2 入札執行者は、前項により低価格入札者を落札者とししないこととした場合は、低価格入札者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

3 次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、次順位者についても第8条から第12条の規定を準用し、その結果により前2項に基づき落札者を決定するものとする。なお、これによっても落札者が決定しない場合は、以下順次前項及び本項を適用し落札者を決定するものとする。

（入札結果等の公表）

第14条 低入札価格調査を実施した工事に係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する書類に「低入札価格調査対象工事」と記載するものとする。

2 第10条に規定する重点調査を実施した工事については、契約締結後、低入札価格調査の概要（様式第16号）により調査結果を公表するものとする。

（監督体制の強化等）

第15条 対象工事の請負者が低価格入札者であった場合は、当該工事を担当する課長は次に掲げる措置をとるものとする。

（1）施工体制台帳の内容聴取 施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて請負者からその内容の聴取を行う。

（2）施工計画書の内容聴取 施工計画書の提出に際し、必要に応じて請負者からその内容の聴取を行う。

- (3) 重点的な監督業務の実施 監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として入念に行わせるものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取させるものとする。
- (4) 労働安全部局との連携 安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要と認めるときは、労働基準監督署の協力を得て施工現場の調査を行うものとする。
- (5) 中間検査の実施 請負代金額が5千万円以上の工事の場合は工期中2回、5千万円未満の工事については工期中1回の中間検査を実施するものとする。
- (6) 下請業者への適正な支払確認等のための立入調査 下請業者を含め、下請契約の締結状況、下請代金の支払状況について立入調査を実施するとともに、改善が必要な場合は、建設業法に基づく勧告、監督処分等を実施するものとする。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

第16条 第13条の規定により落札者と決定された低価格入札者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。

- (1) 請負代金額の100分の30以上の契約保証金を納付すること（落札者が特別共同企業体の場合を除く。）。
- (2) 前金払の金額を請負代金の10分の2以内とする。
- (3) 技術者の専任配置が義務付けられている工事においては、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めないものとする。
- (4) 技術者の専任配置が義務付けられていない工事についても、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めないものとする。
- (5) コンクリート造等の建物又は土木工作物については、非破壊試験による配筋状態、かぶり測定及び非破壊・微破壊試験によるコンクリート強度測定を実施し、検査結果を報告するものとする。
- (6) 安来市公共工事請負契約約款第45条に規定するかし担保期間は、木造の建築物等及び設備工事等の場合は2年、コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事にあっては4年とする。

(7) かし担保期間中は、請負者において年1回現場調査を行い、その結果を当該工事を担当する課長へ報告するものとする。

(8) 下請契約は、相互に契約書を交わすものとし、その写しを下請人通知書に添付するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条、第9条関係）

数値的判断基準

工事費内訳書の記載から、次の各項目のすべてを満たすことが確認できること。

項目	判断基準
直接工事費	低価格入札者の設計金額が市の設計金額の85%以上であること。
共通仮設費	低価格入札者の設計金額が市の設計金額の70%以上であること。
現場管理費	低価格入札者の設計した現場管理費が市の設計金額の70%以上であること。
一般管理費	低価格入札者の設計した一般管理費が市の設計金額の30%以上であること。